

ひとり親家庭のために



児童扶養手当

- 対象** ひとり親家庭などで児童を養育する母・父または養育者
- 内容** ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与し、児童の福祉増進を図るために手当を支給します。
- 支給月** 5月、7月、9月、11月、1月、3月
- 注意事項** 児童とは、18歳に到達する年度までの子ども（特別児童扶養手当対象児童は20歳未満）のことです。所得の状況などにより支給されない場合があります。

こども未来室 TEL25-1000（内線205）

母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

- 対象** ひとり親家庭の親で児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある人
- 内容** 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師の資格を取得するため、養成機関の講座を1年以上受講する場合、一定期間、課税状況により月額70,500円または100,000円を支給します。養成課程修了までの最後の12か月については、支給時に月額40,000円増額となります。
- 注意事項** 申請にあたっては、事前相談が必要です。

こども未来室 TEL25-1000（内線204）

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

- 対象** ひとり親家庭の親で児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある人
- 内容** 雇用保険制度の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。
- 注意事項** 申請にあたっては、事前相談が必要です。

こども未来室 TEL25-1000（内線204）

大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

- 対象** 母子・父子福祉資金貸付…20歳未満の子どもを扶養している父・母
寡婦福祉金貸付…寡婦の人や40歳以上の配偶者のない女性（所得制限がありますので、相談してください）
- 内容** ひとり親家庭、寡婦への経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。資金の種類は、修学資金・生活資金・技能習得資金などがあります。
- 注意事項** 申請にあたっては事前相談（要予約）が必要です。

こども未来室 TEL25-1000（内線204）

ひとり親家庭等の医療費助成

- 対象** ①ひとり親家庭の18歳未満（満18歳を迎えた日以降、最初の3月31日まで）の子とその親
②父または母が一定の障がいの状態にある場合はその配偶者と児童
③両親のいない児童およびその養育者
④父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 内容** 「ひとり親家庭医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。また、入院時の食事療養費も助成しています。
- 注意事項** 所得の状況などにより受けられない場合があります。一つの医療機関にあたり、入院・通院とも1日につき500円（月2回限度）の一部負担額（1か月の上限額は2,500円）が必要です。超過分は申請により償還払いにて助成します。

福祉医療課 TEL25-1000（内線163・164）

JR通勤定期券割引制度

- 対象** 児童扶養手当の支給を受けている人
- 内容** 通勤定期券が、およそ3割引で購入できます。
- 注意事項** 本市に特定者資格証明書の申請が必要です。
ほかの割引などと併用できません。

こども未来室 TEL25-1000（内線205）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 対象** ひとり親家庭の親または児童で児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある人
- 内容** 高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして、対策講座を受講する場合、その費用（入学料および受講料）に対し、受講修了時給付金として40%に相当する額（上限100,000円、下限4,000円）、合格時給付金として20%に相当する額を支給します。ただし、両給付金の支給合計額の上限は、150,000円です。
- 注意事項** 本事業利用には受講開始前の事前相談と申請が必要になります。

こども未来室 TEL25-1000（内線204）

母子生活支援施設の利用

- 対象** 18歳未満の子どもを養育している母子家庭などの母と子
- 内容** 生活上いろいろな問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に利用できます。
- 注意事項** 所得の状況などにより一部負担金が必要な場合があります。

こども未来室 TEL25-1000（内線206）